

令和3年度 教育・保育施設等補助金等一覧（予定）

No.	所管	補助名	内容	制度 変更	募集案内 時期	保育所	認定こども園 (幼保連携型)	認定こども園 (幼稚園型)	幼稚園 (新制度)	幼稚園 (私学助成園)	地域型 保育施設
1	給付係	施設型給付（委託費）・地域型保育給付	国の定める公定価格から神戸市が定める利用者負担額（基本保育料）を差し引いた額を施設に給付する。（※住民登録が他市町村の児童分は、住民登録地の自治体から給付。）		毎月	○	○	○	○	—	○
2	給付係	延長保育事業運営費補助金	2・3号在園児の延長保育を実施する施設に対し、利用実績に応じて運営費の一部を補助する。		9月,3月	○	○	○	—	—	○
3	給付係	一時保育事業運営費補助金	一時保育（非在園児の預かり保育）を実施する施設に対し、利用実績に応じて運営費の一部を補助する。		9月,3月	○	○	○	○	—	○
4	給付係	育休明け乳幼児の定期預かり事業運営費補助	育休明けの保護者向けに一時保育を拡大して実施する（KOBÉはじめルーム）施設に対し、運営費の一部を補助する。		9月,3月	○	○	○	○	—	○
5	給付係	一時預かり事業（幼稚園型）運営費補助金	教育標準時間の前後や土曜日、夏休みなどの長期休業日に、主に自施設の1号在園児を対象に預かり保育を行う施設に対し、利用実績に応じて運営費の一部を補助する。 ※ 学校法人立等の施設は県制度との選択。		9月,3月	—	○	○	○	○	—
6	給付係	2歳児定期預かり事業補助金	2歳児（3号子どもに限る）の定期預かり保育を行う施設に対し、利用実績に応じて運営費の一部を補助する。		9月,3月	—	—	—	○	○	—
7	給付係	幼稚園預かり保育受け入れ枠拡充にかかる補助金	無償化開始前と比較して預かり保育を拡大した実績が認められる施設に対し、運営費の一部を補助する。		2月	—	—	—	○	○	—
8	給付係	休日保育事業補助金	休日保育を行う施設に対し、運営費や新規開設経費の一部を補助する。 (※) 新規開始施設が対象		随時	○	○	—	—	—	○
9	給付係	年末保育事業運営費補助金	年末保育（12/29・30）を実施する施設に対し、運営費の一部を補助する。		1月	○	○	—	—	—	○
10	給付係	保育人材の確保・定着促進にかかる一時金	新たに正規職員として勤務を始めた保育士等に対し、7年間で最大160万円の一時金を支給する。 【変更点】 令和3年・4年度の新規採用者に限り、1年目の一時金を30万円から40万円へ増額し、最大170万円とする。	有	9月	○	○	○	△ 神戸市長時間預かり実施園のみ	△ 神戸市長時間預かり実施園のみ	○
11	給付係	潜在保育士等職場復帰支援一時金	非常勤職員として復職し、朝または夕方の時間帯等に半年間勤務した潜在保育士等に対し、一時金（10万円）を支給する。		随時	○	○	○	△ 神戸市長時間預かり実施園のみ	△ 神戸市長時間預かり実施園のみ	○
12	給付係	民間児童福祉施設職員給与改善補助金	民間児童福祉施設に勤務する61歳未満の正規職員に対して勤続年数に応じ職員の給与改善を行うための費用を補助する。		9月,3月	○	○	—	—	—	—
13	給付係	すこやか保育支援事業補助金	本市の「すこやか保育専門指導委員会」の認定を受けた子どもを受け入れる施設に対し、専任の保育士等の配置に要する経費の一部を補助する。 ※ 学校法人立の施設の1号は県制度 学校法人立の幼稚園型認定こども園の2号は県制度との差額を補助 【変更点】 幼稚園型認定こども園の2号の所管変更 （変更前）神戸市 ⇒（変更後）兵庫県（差額を市が補助）※合計額は不変	有	9月,3月	○	○ 学校法人立は2・3号のみ	○ 3号のみ (2号は県制度との差額補助)	—	—	○
14	給付係	民間児童福祉施設保育教諭等加配補助金	国基準を超えた人数の正規の保育教諭等を配置する2・3号の利用定員が合計91人以上の施設に対し、保育士（保育教諭）を1人雇用するための費用の一部を補助する。		9月,3月	○	○	—	—	—	—
15	給付係	民間児童福祉施設調理員加配補助金	国基準を超えた人数の正規の調理員を配置する施設に対し、調理員を1人雇用するための費用の一部を補助する。		9月,3月	○	○	—	—	—	—

No.	所管	補助名	内容	制度 変更	募集案内 時期	保育所	認定こども園 (幼保連携型)	認定こども園 (幼稚園型)	幼稚園 (新制度)	幼稚園 (私学助成園)	地域型 保育施設
16	給付係	民間児童福祉施設産休等代替職員費補助金	常勤職員が産休・病休により長期休暇を要する場合、代替職員の雇用に要する経費の一部を補助する。		随時	○	○	—	—	—	—
17	給付係	保育体制強化事業補助金	地域住民や子育て経験者などの地域人材を、保育士の負担軽減に資する業務（清掃や配膳等）を行う保育支援員として活用する施設に対し、配置費用の一部について補助を行う。		9月,3月	○	○	—	—	—	—
18	給付係	家庭支援推進保育事業運営費等補助金	家庭環境など特段の配慮が必要となる児童が多数入所している施設に対し、保育士の増配置に要する経費を補助する。（国の指定を受けた特定の施設のみ。）		9月,3月	△ 指定施設のみ	—	—	—	—	—
19	給付係	民間児童福祉施設運営費等補助金	施設の資産（積立金）が基準額以下の施設に対し、2・3号子どもの数に応じて運営費の補助を行う。		9月,3月	○	○	—	—	—	—
20	給付係	私立学校振興助成	学校法人立等の施設に対し、施設整備や教材購入、教職員の研修経費に充てる費用の一部について補助を行う。		9月	—	○	○	○	○	—
21	給付係	救急救命活動対策事業補助金	自動体外式除細動器（AED）を設置する施設に対し、リース費用の一部について補助を行う。		3月	○	○	○	○	○	—
22	給付係	地域活動事業補助金	地域における異年齢児交流事業、老人福祉施設訪問等の世代間交流事業、保護者対象の育児講座の開催等の地域活動を行う施設に対し、一定の費用を補助する。		3月	○	○	—	—	—	—
23	給付係	児童健康診断補助金	4・5歳児に対して、眼科健診、耳鼻科健診（健診が必要とされた0～2歳児を含む）、歯科健診（2回目のみ対象）を行う施設に対し、その費用の一部を補助する。		3月	○	○	○	○	—	—
24	給付係	私立幼稚園う歯予防（フッ化物洗口）事業補助金	フッ化物洗口を行う施設に対し、薬剤購入費の補助を行う。 ※ 保育所等には薬剤を配布		3月	○	○	○	○	○	—
25	給付係	実費徴収に係る補給付事業補助金	[新制度園] 生活保護世帯等に対する教材費や行事等にかかる費用（実費徴収すべき費用）について施設に給付する。 [未移行園] 副食費徴収免除の対象者に対する副食費相当額を施設に給付する。		随時	○	○	○	○	○	○
26	給付係	一時保育利用料多子軽減補助金	多子世帯の児童が一時保育を利用した場合に、保護者が施設に支払った利用料の半額（第2子）または全額（第3子以降）を、後日、保護者からの申請に基づき保護者へ補助金として支給する。		6,9,12,3月	○ 保護者対象	○ 保護者対象	○ 保護者対象	○ 保護者対象	—	○ 保護者対象
27	指導係	医療的ケア事業（保育所等）	医療的ケア児の受け入れを進めるため、保育所等における体制の整備に要する経費を補助。		随時 (要相談)	○	○ 2・3号のみ	○ 2・3号のみ	—	—	○
28	振興係	医療的ケア事業（幼稚園・1号認定こども園）	医療的ケア児の受け入れを進めるため、私立幼稚園等における訪問看護ステーションを利用した看護師派遣経費を補助。		随時 (要相談)	—	○ 1号のみ	○ 1号のみ	○	○	—
29	指導係	事故防止機器の導入補助	午睡チェック等の機器導入に要する経費を補助する。 補助額：上限50万円 ※令和3年度まで		7月頃	○	○	○	—	—	○
30	指導係	おむつ処理費用補助	おむつ処理にかかる費用を市が補助することにより、現在自費で処理をしている事業者や持ち帰りをしていない保護者の負担軽減を図る。		10月頃	○	○	○	—	—	○
31	振興係	宿舍借上げ支援事業補助金	保育士等の宿舍を借り上げる施設を対象に、1人あたり月額8万2千円を上限とし、最大7年間補助。 【変更点】令和3年・4年度の新規採用者で市外から転入した者に限り、 月額10万円を上限とする。	有	9～10月頃	○	○	○	—	—	○ (小規模・事業所内)

No.	所管	補助名	内容	制度 変更	募集案内 時期	保育所	認定こども園 (幼保連携型)	認定こども園 (幼稚園型)	幼稚園 (新制度)	幼稚園 (私学助成園)	地域型 保育施設
32	振興係	保育士奨学金返還補助	市内在住の採用1～7年目の保育士等に対し、奨学金の返還に要する費用を補助する。 補助額 5,000円/月（7年間で最大42万円）		9～10月頃	○	○	○	△ 神戸市長時間預かり実施園のみ	△ 神戸市長時間預かり実施園のみ	○
33	振興係	ICT化システムの導入補助	登降園管理等のシステム導入に要する経費を補助する。 補助額：上限100万円 ※令和3年度まで		7～8月頃	○	○	△ 県補助あり	△ 県補助あり	△ 県補助あり	○
34	振興係	保育士資格取得支援事業（保育士試験）	保育補助者等保育士資格取得に要した保育士資格試験の対策講座等学習費用の一部を補助する。		6月頃	○	○	○	—	—	○ (小規模・事業所内)
35	振興係	資格等取得支援事業（養成校）	保育士資格または幼稚園免許状の取得を目指す特例制度の対象者及び保育補助者等を対象として、養成施設等の受講料等に対する補助。 (※) 認定こども園へ移行を予定している園も対象		6月頃	○	○	○	○(※)	○(※)	—
36	振興係	多言語翻訳機導入補助	多国籍の子ども・保護者に対応するため、多言語翻訳機を導入に要する経費を補助する。 補助額：上限112,500円（対象経費の3/4） ※令和3年度まで		6月頃	○	○	○	○	○	○
37	振興係	文化的行事の開催支援事業補助	運動会、音楽会、生活発表会など保護者の来場が想定される文化的行事の会場として利用する市内施設の利用料等経費を補助する。 補助額：上限5万円（対象経費の1/2）		6月頃	○	○	○	○	○	○
38	振興係	保育補助者雇上強化事業補助金	保育士の業務負担軽減のため、保育補助者（保育士の補助）の雇用経費を補助する。 【変更点】保育補助者要件 (変更前) 勤務時間30時間以下 ⇒ (変更後) 勤務時間要件撤廃（常勤でも可）	有	6月頃	○	○	—	—	—	○ (小規模・事業所内)
39	振興係 指導係	新型コロナウイルス感染症対策補助（施設、事業）	職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講等）や、感染防止用の消耗品・備品購入の経費を補助する。 【変更点】1 施設・事業あたりの補助上限 (変更前) 一律50万円 ⇒ (変更後) 定員・事業内容により決定 (※) 市の要綱に基づく事業実施施設は対象（延長保育・一時預かりなど）	有	6月頃	○	○	△(※) 県補助あり	△(※) 県補助あり	△(※) 県補助あり	○
40	整備係	認定こども園への移行支援（整備）	幼保連携型・幼稚園型認定こども園の移行を考えている幼稚園の整備について補助を行う。		—	—	—	—	○	○	—
41	整備係	民間保育所設備整備費補助金	施設整備にかかる補助金（国制度を含む）を受けずに、2・3号認定こどもの入所定員の増員を行った教育・保育施設に対して備品購入費等を補助。		—	○	○	○	—	—	—
42	整備係	児童福祉施設耐震化事業	民間児童福祉施設の耐震化を促進するため、耐震診断に要する経費を補助。		—	○	○	—	—	—	—
43	整備係	福祉医療機構借入金利子補給	(独)福祉医療機構による社会福祉施設等の施設整備資金融資にかかる利子を補助		—	○	○	—	—	—	—
44	整備係	施設整備等資金融資（利子補助）	・社会福祉施設の施設整備資金や用地取得資金への融資を斡旋するとともに、利子の一部を補助 ・補助額：利子の半額（経過措置により、保育所等の施設については、融資利率4%以下の場合、2%相当額を補助）		—	○	○	○	—	—	—

【所管連絡先】 こども家庭局 331-8181 幼保振興課（振興係：4841・4842、整備係：4846・4847）、幼保事業課（給付係：4861・4862・4867、指導係：4865・4866）